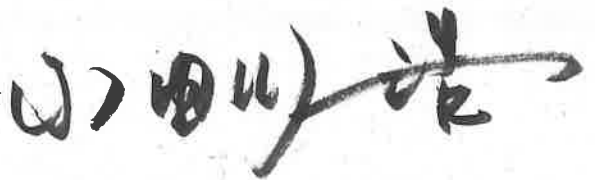


つくばみらい市国民健康保険税条例及びつくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 6 月 18 日

つくばみらい市長



つくばみらい市条例第24号

つくばみらい市国民健康保険税条例及びつくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市国民健康保険税条例（平成18年つくばみらい市条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和2年つくばみらい市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税」を「令和3年度分の国民健康保険税（令和2年度末に資格を取得したこと等により賦課される令和2年度相当分の国民健康保険税を含む。）」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第2条の規定による改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。